

# 静岡県地域日本語教育推進方針

静岡県

# 静岡県地域日本語教育推進方針

## 目次

### 第1章 方針策定にあたって

- 1 方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 方針

- 1 静岡県での「地域における日本語教育の意義」・・・・・・・・ 2
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 施策展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 静岡県における地域日本語教育推進主体の役割・・・・・・・・ 4

### (参考資料)

- 1 静岡県の在住外国人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 静岡県の地域日本語教育の現状と課題・・・・・・・・ 9
- 3 静岡県地域日本語教育計画策定委員会・・・・・・・・ 22

## 第1章 方針策定にあたって

### 1 方針策定の趣旨

静岡県は、平成20年12月に制定した「静岡県多文化共生推進基本条例」に基づき、静岡県における多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、平成30年度から令和3年度までの4年間を計画期間とする「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

当計画では、「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現」を基本目標に掲げています。外国人県民が快適に暮らし、自らの能力を十分に発揮し活躍するためには、地域社会において日本語によるコミュニケーションを図れるようになることが望ましいと考えられます。

そこで、静岡県は、日本語能力が十分でない外国人県民が生活に必要な日本語能力を身につけ、地域社会に参画できるよう、外国人県民の日本語学習に対するニーズや本県の日本語教育の実態を踏まえ、静岡県における地域日本語教育の推進体制を構築し、取組を進めていくための方針を策定しました。

### 2 策定方法

本方針は、日本語教育及び外国人県民との共生の分野を代表する委員（学識経験者、日本語教育専門家、市町、国際交流協会）による「静岡県における地域日本語教育計画策定委員会」において審議していただきました。また、外国人県民、市町、市町国際交流協会、日本語教室等の日本語教育推進主体を対象としたアンケート調査結果を反映しながら策定しました。

### 3 進行管理

本方針の施策の進行状況については、県内の日本語教育の関係者（県・市町・国際交流協会・外国人県民等）や外部有識者を構成員とする総合調整会議を設置し、実施状況の報告を行うとともに、必要に応じて、円滑な施策の実施に向けた指導・助言を受けます。

なお、今後の施策の実施状況、社会情勢の変化、国の施策の動向等によっては、第2章方針3で定めた実施期間内にあっても、適宜、方針・施策の見直しを行います。

#### （留意事項）

本方針の対象地域は浜松市を除く県内34市町とします。（浜松市は独自に実態調査、計画策定を実施しているため）

## 第2章 方針

### 1 静岡県での「地域における日本語教育」の意義

静岡県での地域における日本語教育は、多文化共生社会を実現するための日本語学習を支援する場となります。文字、文法といった一般的な言語学習だけではなく、地域の日本人と外国人が対等な立場で、相互理解を深めるためのテーマや地域・日常生活に密着したテーマなどに基づいて、日本語を使って交流することで、外国人はコミュニケーションに必要な日本語や日本の文化・習慣を習得し、日本人は外国人に分かりやすい表現（やさしい日本語）や外国の文化・習慣を学びます。

外国人学習者は、ここで身につけた日本語や知識を活用し、地域社会で活躍することが期待できます。また、交流を通じて日本人と外国人の相互理解が進むことで、地域における多文化共生が推進されます。

更に、このような日本語教育の場は、災害時にはセーフティネットとして機能することも期待できます。

### 2 基本方針

- (1) 県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が、生活に必要な最低限の日本語を身につけることができる日本語教育の場づくりを推進します。
- (2) 地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進します。
- (3) 地域の日本語教育に関わる県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業、県民がそれぞれの責務・役割を果たすとともに、お互いが連携、協力していきます。

### 3 期間

本方針及びそれに基づき展開する施策の実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### 4 施策展開

- (1) 静岡県における地域日本語教育を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備  
ア 総括コーディネーターの配置

静岡県地域日本語教育推進方針に基づく施策の実施において、全体の総括を行うコーディネーターを配置します。総括コーディネーターは、事業の企画・運営（モデル事業、研修等）、空白地域での日本語教室設置促進、日本語教育関係者への助言・指導、ネットワーク構築等を行います。

- イ 総合調整会議の設置

県内の地域日本語教育の関係者（県、市町、国際交流協会、外国人県民等）や

外部有識者を構成員とする総合調整会議を設置し、方針に基づく各施策の実施状況の報告を行うとともに、必要に応じて、円滑な施策の実施に向けた指導・助言を受けます。

## (2) 多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進

### ア モデル市町における「多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の体制構築」と他市町へのモデル事業の普及促進

- ・モデル市町において、地域の実情に応じて、上記2の基本方針を満たす日本語教室を市町に委託して実施し、総括コーディネーターの助言のもと、静岡県における日本語教室の運営モデルをつくります。また、その他市町においても、作成した日本語教室の運営モデルを活用し、各地域の実情に応じて、上記2の基本方針に基づく地域日本語教育の場づくりを普及促進します。
- ・モデル市町で実施する日本語教育の対象は、最低限のコミュニケーションも日本語で行うことが困難な外国人県民（とよた日本語学習支援システムの日本語能力判定基準の「レベル0、1」）を基本とします。相手が分かりやすい日本語（やさしい日本語）を使えば、通訳・翻訳に頼らなくても、基本的な行動が取れ、相互理解が可能となる日本語レベル（レベル2）にまで引き上げるための学習支援体制を構築します。

#### とよた日本語学習支援システムの日本語能力判定基準「とよた日本語能力レベル」

Level	段階	内 容
3	自立	自立して最低限度の社会参加が日本語を用いてできる。
2	要支援	周囲の支援に基づいて、基礎的な社会参加が日本語で行える。
1	基礎	限られた単語を理解したり、話す・書くことができる。
0	未学習	日本語を話したり、聞いたりすることがほとんどできない。

#### とよた日本語学習支援システムとは

豊田市が、平成20年から、多文化共生社会の実現を目指し、名古屋大学と共働で、豊田市内に在住・在勤の外国人が、地域社会で日常生活を営むために最低限必要な日本語能力を習得できる仕組みとして構築した日本語学習支援システム。日本語教室の開設・運営支援、日本語能力判定、教材の提供、講師の派遣、人材育成等を行っている。

### イ 市町が実施する地域日本語教育推進事業に対する補助制度について検討

各市町において、上記2の基本方針を満たす日本語教育の場づくりを推進するための補助制度を検討・実施します。

### (3) 日本語教育人材の養成、紹介

県は、上記4(2)の地域日本語教育の場づくりに必要な地域日本語教育コーディネーター、日本語指導者、学習支援者(ボランティア)の養成のための研修会を実施します。また、養成した人材を日本語教育実施機関からの問合せに応じて紹介します。

### (4) 地域における日本語教育の場で活用する教材の作成

県は、上記4(2)の地域日本語教育の場で活用する教材を作成し、各日本語教室における活用を促進します。

### (5) 地域の日本語教育に関わる主体のネットワーク構築

市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業など、地域日本語教育に関わる主体が連携・協力して、地域における日本語教育のより一層の充実を図るため、総括コーディネーターがネットワークの構築を図ります。

#### ア 地域日本語教育に関わる主体のリストの作成

地域日本語教育に関わる主体のリストを作成し、そのリストをもとに、各主体の情報収集を行い、地域における日本語教育の現状を把握します。また、必要に応じて、各主体に対し、日本語教育に関する情報を提供したり、指導・助言(相談対応、企業へ啓発等)を行います。

#### イ 日本語教育に関する情報提供

日本語教室、教材(県が開発する教材、ICT教材など)、日本語教育人材等に関する情報などを掲載するホームページのサイトを作成し、地域で日本語教育を実施するにあたり、有用な情報を提供します。

#### ウ 地域における日本語教育を推進するためのセミナー開催

地域日本語教育に関わる主体を対象としたセミナーを開催し、静岡県地域日本語教育推進方針の理解促進、各主体の連携促進を図ります。

## 5 静岡県における地域日本語教育推進主体の役割

静岡県における地域日本語教育を効果的に推進するためには、県や市町などの行政だけでなく、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業など、地域の日本語教育に関係する多様な主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要であることから、各主体の役割分担を以下のように整理します。

主 体		役割分担の内容
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育推進に関する施策を総合的・効果的に推進するための基本方針を定めることが求められます。</li> <li>・国として、日本語教育の標準的な内容・方法及び体制整備のあり方を示し、そのための人材養成を行うことが求められます。</li> <li>・日本語能力、日本語指導力の評価方法等について指針を示すことが求められます。</li> <li>・地方自治体の取組を支援するための十分な財源措置、情報提供、研修の実施等が望まれます。</li> </ul>
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の状況を踏まえて、県域で地域日本語教育を推進するための方針を策定し、実施します。</li> <li>・県内の市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業などの地域日本語教育に関する各主体が連携・協力して日本語教育を推進するための体制を整備します。</li> <li>・市町における地域日本語教育の取組が進むよう支援をします。</li> <li>・市町と連携し、県域で日本語教育を推進する人材を養成します。</li> <li>・日本語教育に関する国の動きや取組、本県の取組の他、県外の優良事例等の情報を地域日本語教育に関する各主体に提供します。</li> <li>・外国人を雇用している企業に対し、日本語指導者や日本語学習教材を紹介する等し、外国人従業員に日本語学習の機会の提供・支援をするよう求めます。</li> <li>・市町等と連携し、行政、地域における「やさしい日本語」の普及に努めます。</li> </ul>
市 町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人県民を含む全ての県民にとって最も身近な基礎自治体として、県が検討・策定した静岡県地域日本語教育推進方針に基づき、地域の実情に沿って、多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進することが求められます。</li> <li>・市町の外国人住民及び日本語教育関係者からの相談に応じたり、人材の紹介、市町内外の有益な情報の提供等を行うことが求められます。</li> </ul>
国際交流協会	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の国際交流協会の中核的な役割を担う機関として、県と連携し、地域日本語教育を推進するための取組を行います。</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民を地域の日本語教室へとつなぐことが期待されます。</li> <li>・市町と連携し、必要に応じて地域日本語教育の場づくりを行うことや、日本語学習者及び日本語教育指導者や学習支援者（ボランティア）からの相談に応じることが期待されます。</li> </ul>

日本語教育機関 (日本語学校・大学)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生だけでなく、高度な日本語や短期集中型の日本語教育を求める全ての在留資格を持つ外国人等に対して、日本語教育の場を提供することが期待されます。</li> <li>・地域と連携し、日本語教育機関が持つ専門知識や情報、日本語教育専門家を地域日本語教育推進のために活用することが期待されます。</li> </ul>
日本語教師養成機関 (日本語学校・大学)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教師養成機関の受講生に対し、「多文化共生の実現に寄与する地域日本語教育」について学ぶことができる講座を提供することが期待されます。</li> <li>・日本語教師養成機関を修了した受講者が、地域日本語教育に積極的に関わることが期待されます。</li> </ul>
企業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人を雇用する企業は、日本語教育機関等の協力を得て企業内に日本語教室を開設するなど、雇用する外国人等・家族に対する日本語学習の機会の提供、支援に努めることが求められます。</li> <li>・技能実習生受入企業、監理団体は、受入れの際に、一定時間数、日本語や日本での生活に係る講習を行うことが義務付けられていますが、講習終了後も継続的な日本語学習支援をすることが期待されます。</li> </ul>
県民	外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語の習得、日本文化や生活習慣の理解に努め、地域の担い手として積極的に地域の活動に参加することが求められます。</li> </ul>
	日本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を地域の一員として認めるとともに、地域の日本語教室の学習支援者（ボランティア）として参加するなど、積極的に外国人県民と交流を深めることが求められます。</li> <li>・外国人にも分かりやすい話し方や表現（やさしい日本語）を学ぶことが求められます。</li> </ul>



## 参 考 資 料

(注) 図表のうち、出典の記載のないものは、「令和元年度静岡県における地域日本語実態調査（調査結果報告書）」による。

文末に記載した図表番号、ページ等については、

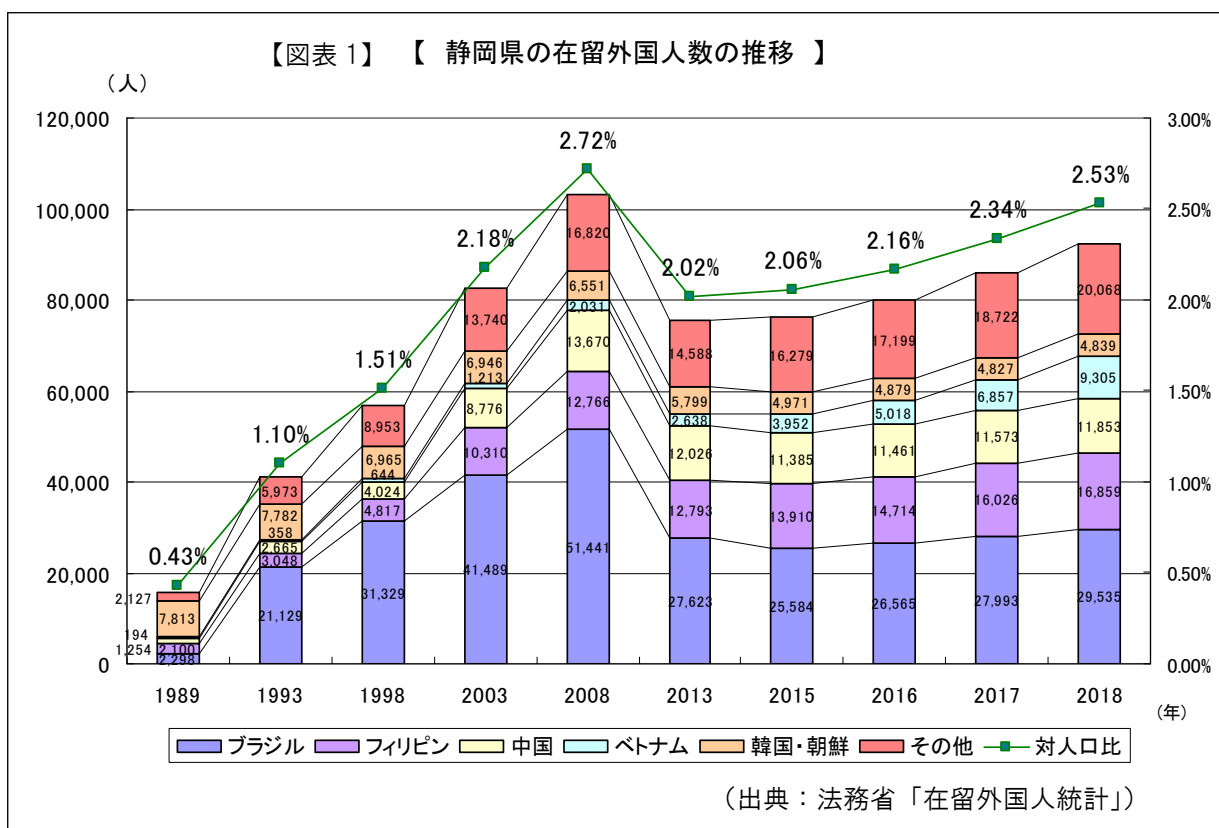
- ・【図表○】は、本方針書に記載の図表
- ・【報P○-問○】は、調査結果報告書の該当箇所を参照

# 1 静岡県の在住外国人の状況

## (1) 人口

法務省の在留外国人統計によると、静岡県に居住する外国人は、平成30年12月末現在で9万人を超え、総人口約365万人のうち2.53%を占めています。平成20年の経済危機以降、外国人人口は減少傾向が続きましたが、平成27年より増加に転じており、過去3年間で21.5%増加しています。平成31年4月に国が改正入管法を施行し、新たな在留資格が創設されたことから、今後更なる外国人の増加が見込まれています。

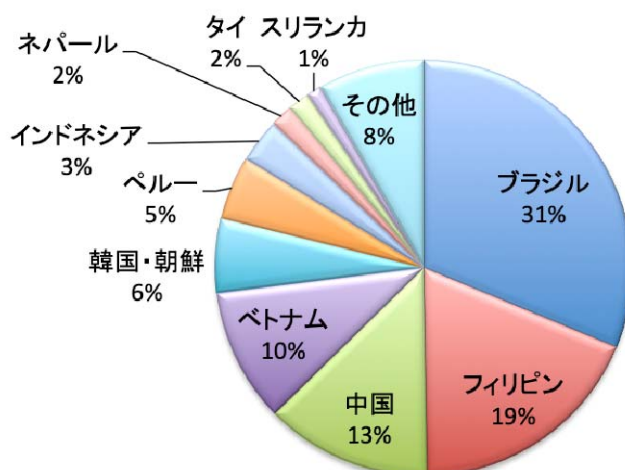
市町別の外国人比率を見ると、菊川市が7.34%と集住地区となっている一方で、伊豆地域の多くが1%未満となっており、市町間での格差が見られます。【図表1】



## (2) 国籍

国籍別では、ブラジル(31.9%)が一番多く、次にフィリピン(18.2%)、中国(12.8%)、ベトナム(10.1%)と続きます。平成20年までは、ブラジル人が県内外国人の約半数を占めていましたが、近年、ベトナム等アジア諸国からの外国人が年々増加し、現在は全体に占めるブラジル人の割合は3割程度にまで減少し、外国人県民の国籍別構成比に変化が見られます。地域別で見ると、西部地域に居住する外国人の約45%がブラジル国籍となっている一方で、中部、東部地域では、フィリピン国籍が一番多く、次いで中国国籍となっています。【図表2】

【図表2】 外国人県民の国籍別構成比

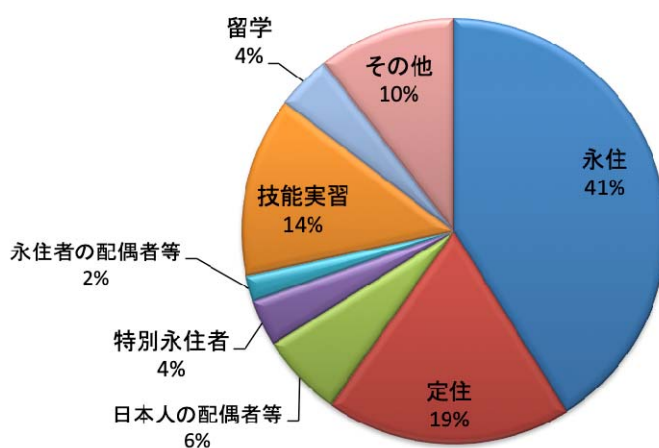


(出典：法務省「在留外国人統計」)

### (3) 在留資格

在留資格別では、永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の身分又は地位に基づく資格等が外国人人口全体の約72%を占めています。これらの人は、定住または長期滞在が予想される人でありながら、留学生や技能実習生・特定技能とは異なり、日本語学習の機会が制度的に確保されていない人です。【図表3】

【図表3】 外国人県民の在留資格別構成比



(出典：法務省「在留外国人統計」)

## 2 静岡県の地域日本語教育の現状と課題

### (1) 現状

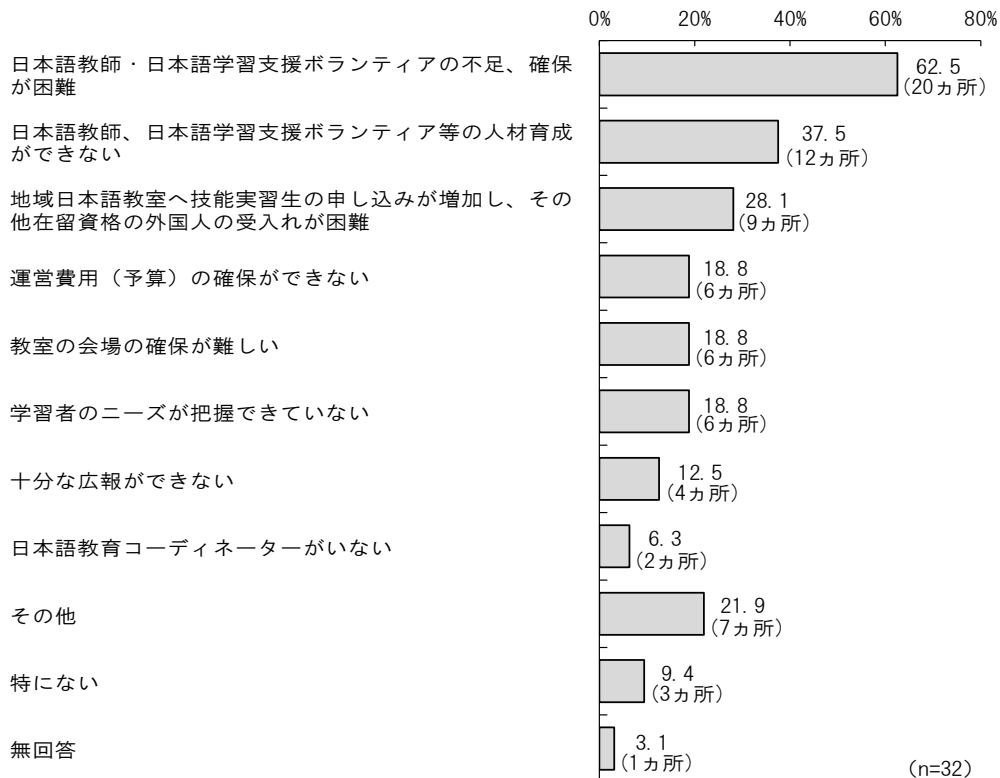
#### ア 地域における日本語学習の場（機会）について（量）

- ・静岡県内には23市町（浜松市を除く）で生活者としての外国人を対象とした日本語教室が実施されています。【報 P14】
- ・教室が開設されている23市町には、市町が直接または間接的（市町国際交流協会等へ委託または補助金支給等）に運営に関与している日本語教室が1か所以上設置されています。7市町では任意団体が自主的に教室を運営しています。
- ・日本語教室が開設されている市町においても、開設時間が生活に合わない、日本語教室のレベル、内容が自分に合わない、場所が遠いなど、日本語学習を希望する全ての外国人に日本語学習の場が提供できているとは言えない状況です。【報 P117-問 19】
- ・11市町では日本語教室が開設されておらず、当該市町に住む外国人の中には近隣市町の日本語教室に通っている人もいます。【報 P14】
- ・静岡県内には、「留学」以外の在留資格を持つ外国人等が受講できる日本語講座（有料）を実施する日本語学校が8か所あります。【報 P53-問 2】

#### イ 日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、学習支援者（ボランティア））について（質）

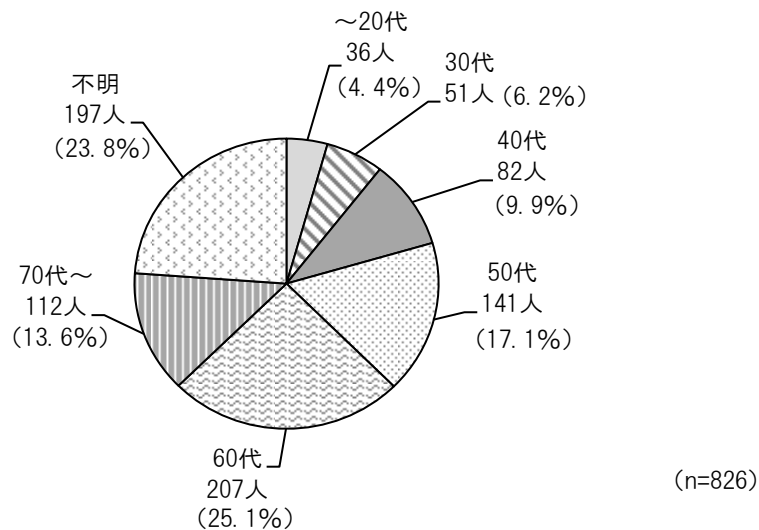
- ・市町が直接または間接的（市町国際交流協会等へ委託または補助金支給等）に運営に関与している日本語教室において、日本語教育コーディネーター（またはそれに準ずる職員）を配置している団体は7団体、日本語教育有資格者を配置している団体は7団体となっています。【報 P19-問 5、P39】
- ・多くの教室で学習支援者（ボランティア）主導により日本語学習支援が行われていますが、専門的な知識が不足しており、「日本語が全く話せない・ほとんど話せない外国人学習者」への対応や、外国人学習者のニーズや多文化共生の理念に基づいたカリキュラムの編成、適切な教材選びや活用方法に困難を抱えています。【報 P46-問 6】
- ・日本語教室の62.5%が、運営上の課題として、日本語教師・学習支援者の不足や確保の困難をあげています。【図表 4】

【図表4】日本語教室の運営で困っていること（あてはまるもの全てに○）



- 日本語教室に所属する日本語教師・学習支援者のうち、60代～70代が約4割と高齢化が顕著となっており、後継者となる若い世代の日本語教師・学習支援者（ボランティア）の確保・育成が必要です。【図表5】

【図表5】日本語教師、ボランティアの年代別人数



- 一方で、日本語教師・学習支援者（ボランティア）の人材育成研修を実施している市町は11市町にとどまり、県は、市町、市町国際交流協会、日本語教室から、県域

での日本語教育にかかる人材養成・紹介、研修の充実を求められています。【図表20】【報 P16-問 3、報 P27-問 1、報 P43-問 3】

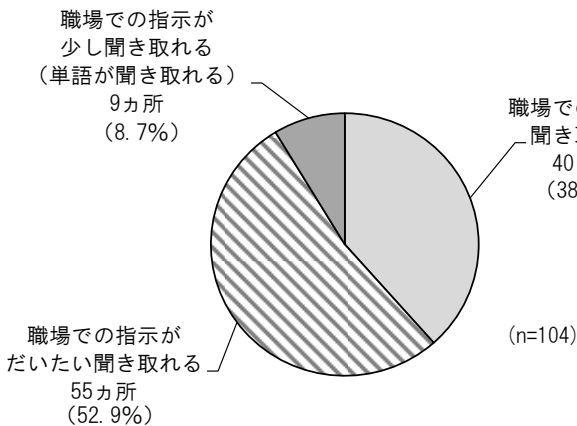
- ・県内には、日本語教師養成機関が計 6 校（日本語学校 2 校、大学 4 校）あり、国際交流協会や NPO 等との連携・交流が行われています。【報 P55-問 3、報 P56-問 5、報 P61-問 3、報 P63-問 5】

### ウ 企業における日本語学習支援について

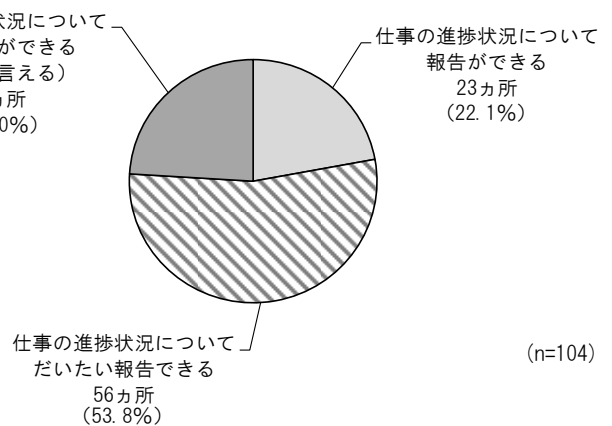
- ・企業が外国人従業員に求める日本語能力は、「職場での指示が聞き取れる」、「だいたい聞き取れる」が 91.4%、「仕事の進捗状況について報告ができる」、「だいたいできる」が 75.9%、「作業指示書が読める」、「だいたい読める」が 65.4%、「仕事の報告書が書ける」、「だいたい書ける」が 51.9%とかなり高い日本語能力を求めていることが分かります。【図表 6～9】

◇ 事業所で働く外国人に求める日本語能力（職場で必要な日本語）

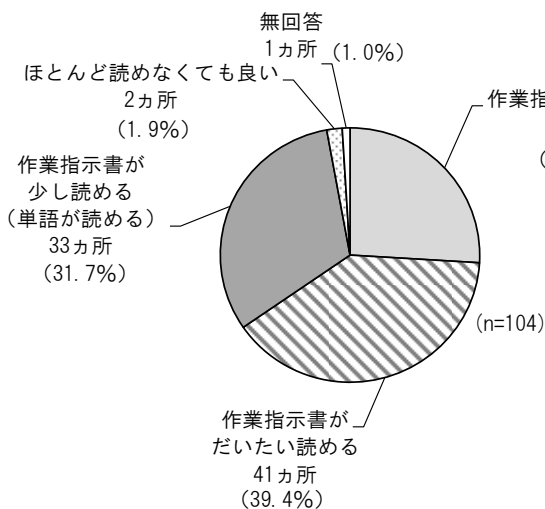
【図表 6】 〈聞く能力〉



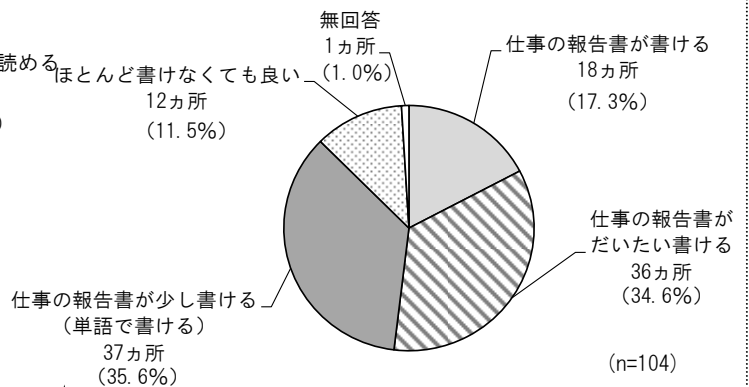
【図表 7】 〈話す能力〉



【図表 8】 〈読む能力〉

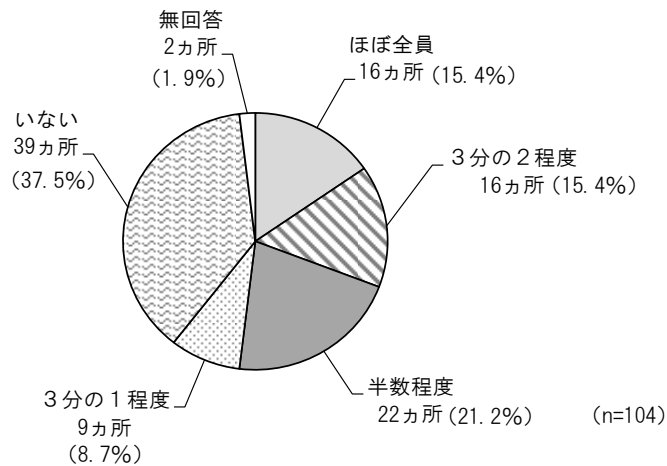


【図表 9】 〈書く能力〉

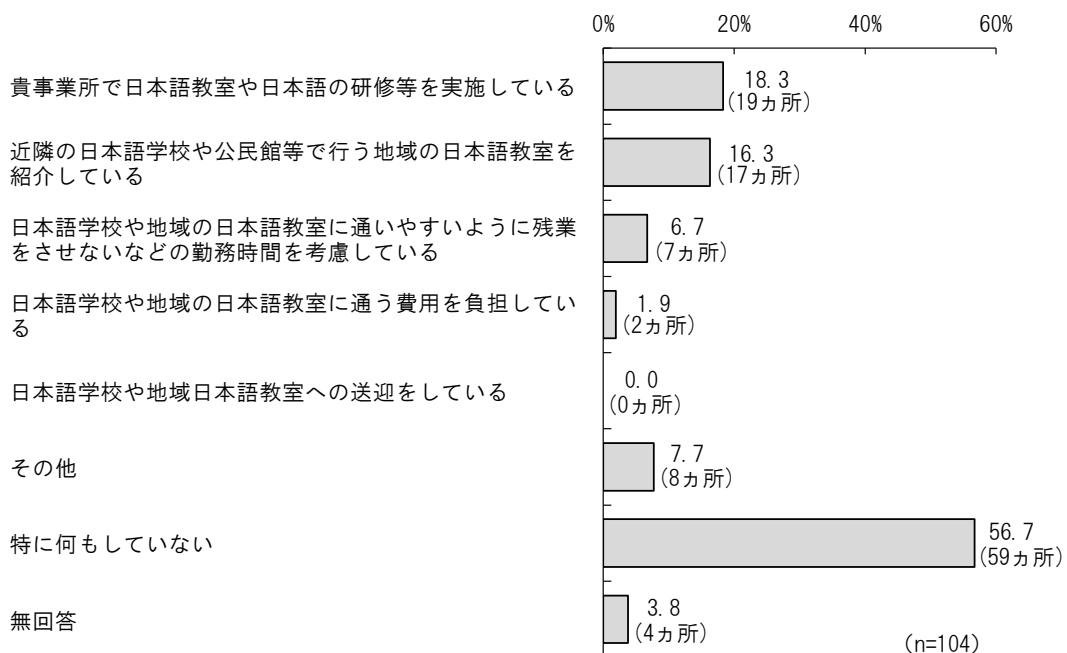


- 日本語学習が必要な従業員がいると回答している企業は6割を超える一方で、日本語学習が必要な従業員に対して、日本語学習の支援をしているかとの質問に対し、「特に何もしていない」が56.7%にのびます。何らかの支援をしている場合も、「事業所内で日本語教室を実施している」企業は18.3%にとどまり、その他は、「近隣の日本語教室の紹介」、「日本語教室に通いやすいように勤務時間を考慮している」となっています。在留資格別に見ると、「身分又は地位に基づく在留資格」の従業員には「特に何も日本語学習支援をしていない」と回答した企業が7割を超えており、企業の日本語学習支援への意識が低いことが分かります。【図表10・11、P85-問10】

【図表10】企業における日本語学習が必要な人の割合



【図表11】企業における日本語学習が必要な外国人に対する支援の状況（複数回答可）



## エ 外国人県民の日本語の使用状況、能力、学習状況、学習ニーズ等について

### ○日常生活における日本語の困った経験

- ・仕事や日常（病院、役所・銀行の手続き、買い物等）において日本語を使って生活をしているが、7割以上の人々が、過去1年間に日本語が不自由なために困った経験があると回答しています。【報 P102-問 9、報 P103-問 10】

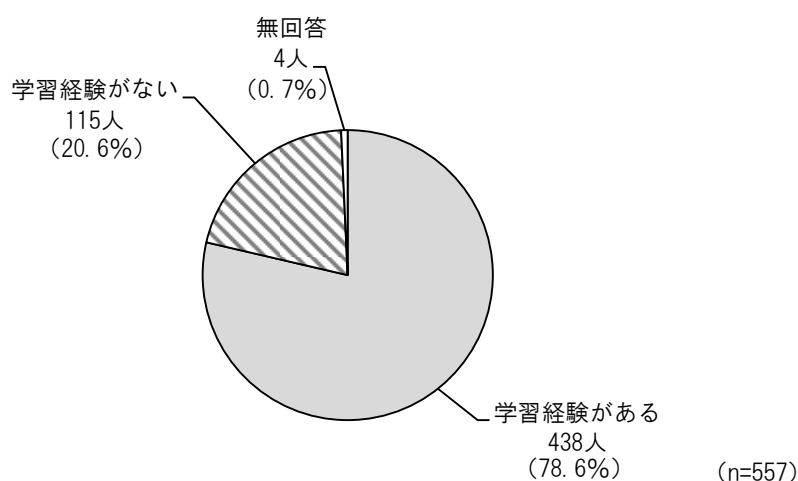
### ○日本語能力（自己評価）

- ・聞く能力では、「ほとんど聞き取れない」、「単語だけが聞き取れる」人が 27.5%、話す能力では、「ほとんど話せない」、「自己紹介、決まった挨拶、単語なら言うことができる」人が 30.5%おり、通訳なしに日本の地域社会で最低限のコミュニケーションを図ることが難しい人が約3割にのぼることが分かります。【報 P104～P105-問 11】
- ・読む能力では、「ほとんど読めない」、「絵のついた簡単な指示が分かる」人が 51.9%、書く能力では、「ほとんど書けない」、「名前や国名、住所が書ける」人が 43.5%と、日常生活において情報の翻訳（多言語化）なしでは情報を得られない人が5割程度いることが分かります。【報 P106～P107-問 11】

### ○日本語学習

- ・日本語学習経験がある人は全体で 78.6%います。また、5年以上の滞在歴で学習経験のある人は 71.4%に対し、5年未満の滞在歴では 86.6%となっています。定住者または長期滞在者ほど日本語学習経験のある人が少なくなる傾向があることが分かります。【図表 12】【報 P108-問 13、109】

【図表12】 日本語学習経験の有無（独学を含む）

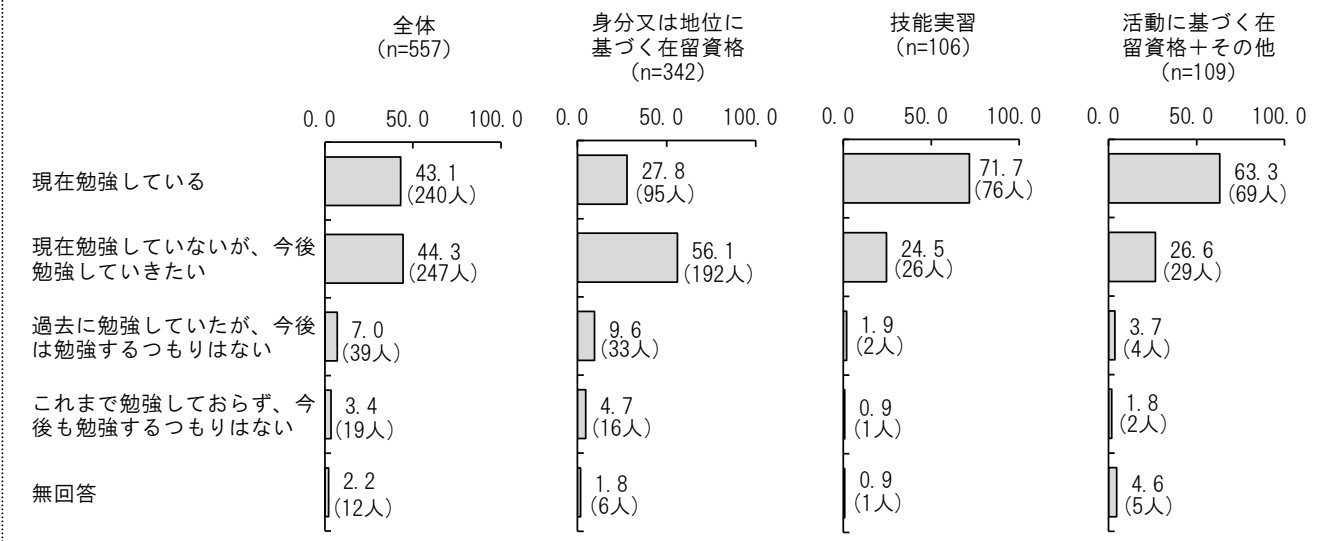


- ・現在日本語を学習している人は 43.1%に対し、学んでいない人は 56.9%にのぼります。また、学習経験がある 78.6%のうち、45.2%もの人が学習を止めていることが分かります。【報 P108-問 13、報 P110-問 14】



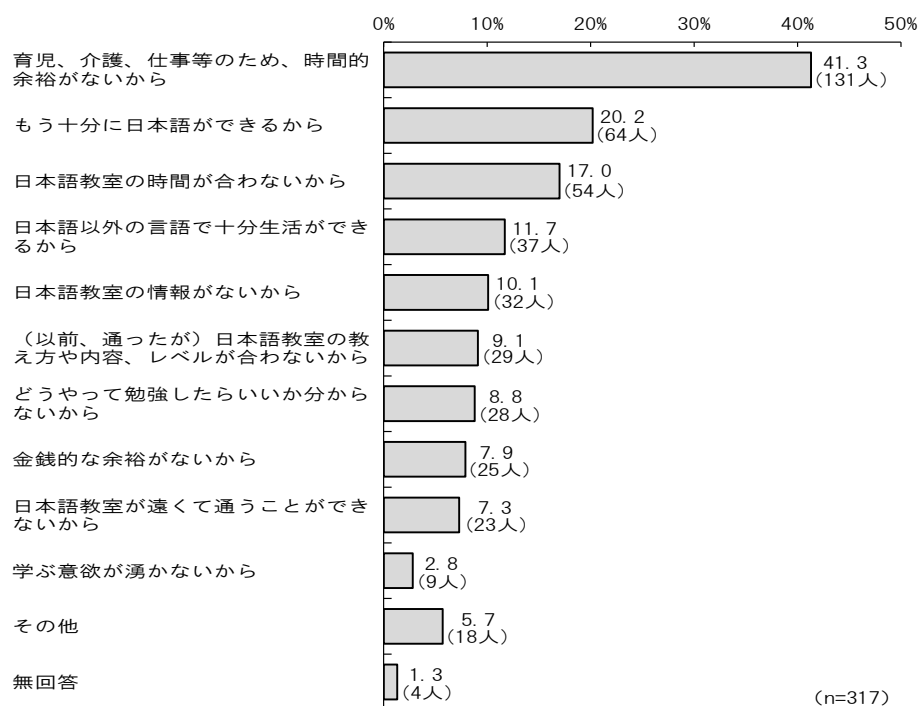
- ・在留資格別に現在の日本語学習の有無を見ると、「身分又は地位に基づく在留資格」で現在学習している人は 27.8%に対し、「身分又は地位に基づく在留資格以外」が 67.4%となっています。「身分又は地位に基づく在留資格」の外国人は、定住または長期滞在が予想され、日本語の必要性が高いにも関わらず、日本語教育の機会が制度的に保障されている技能実習生と異なり、日本語は自発的学習に任されているため、継続して学習できる人がとても少ないことが分かります。【図表 13】

【図表 13】 日本語の学習状況（独学を含む）



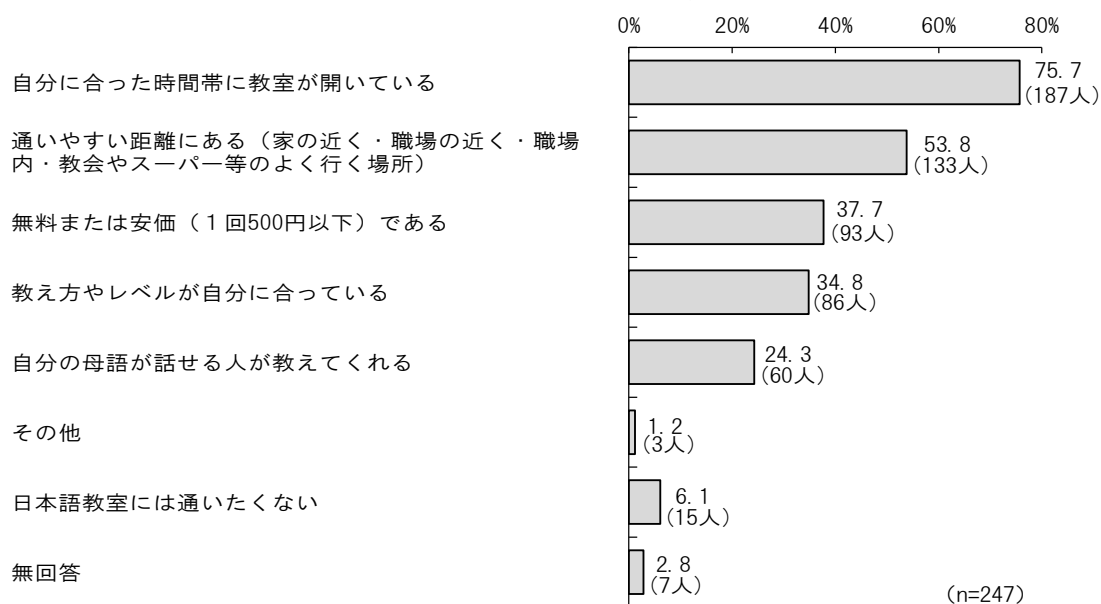
- ・ 現在、日本語の学習をしていない最大の理由は、「育児・介護・仕事等で時間的に余裕がないから」(41.3%)であり、その他、「日本語教室の時間が合わないから」(17.0%)、「日本語教室の情報がないから」(10.1%)、「日本語教室の教え方、内容やレベルが合わないから」(9.1%)等の理由があげられ、学習のための時間や環境を確保することが難しいことが分かります。【図表 14】

【図表 14】 現在、日本語を学んでいない理由（複数回答可）



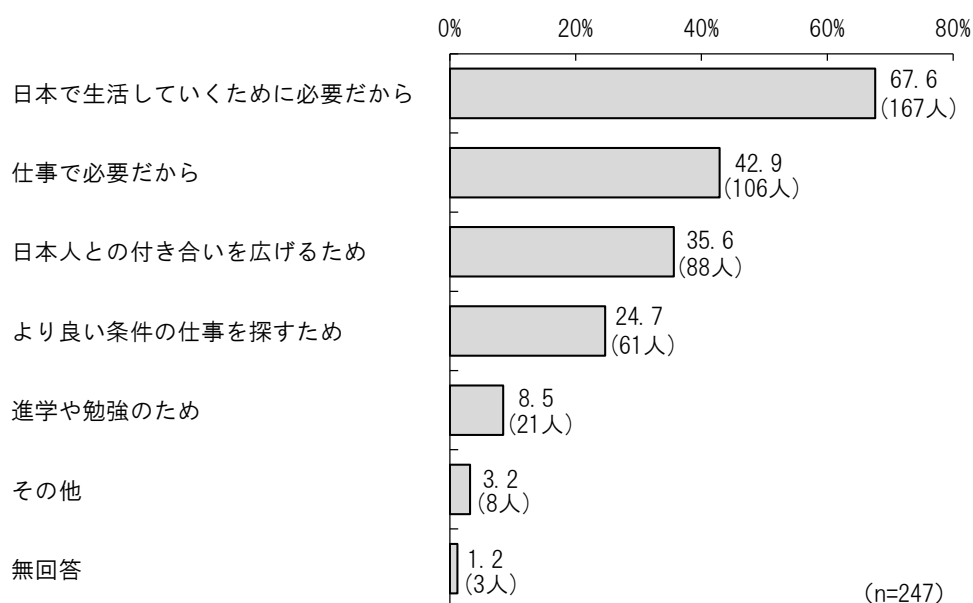
- ・「現在、日本語を学習していない人」に、「将来、日本語を学習したいですか」という質問をしたところ、8割近い人が日本語の学習を希望しています。「どのような日本語教室があれば勉強したいですか」という質問には、「自分に合った時間帯に教室が開いている」、「自宅や職場の近く、職場内など、通いやすい場所に日本語教室がある」の順に回答が多く、学習したいと思ったときに学習できる環境の整備を求めていることが分かります。【図表 15】【報 P118-問 20】

【図表 15】 希望する日本語教室（複数回答可）



- ・「現在、日本語を学習している人」及び「現在、日本語を学習していないが、今後学習を希望する人」に対してその学習目的を聞いたところ、いずれも、「日本で生活していくために必要だから」、「仕事のために」、「日本人との付き合いを広げるために」が回答の上位を占めています。また、「日本語教室に、日本語学習以外で期待すること」を質問したところ、「日本人との交流」「日本の文化を学ぶ」「生活相談にのってくれる」が上位を占めています。以上のことから、生活のため、また、日本人と交流を行うために日本語能力を身に付けたいと考えていることが分かります。【図表16】【報 P111-問 15、報 P125-問 23-1】

【図表 16】 将来、日本語を学びたい理由（複数回答可）

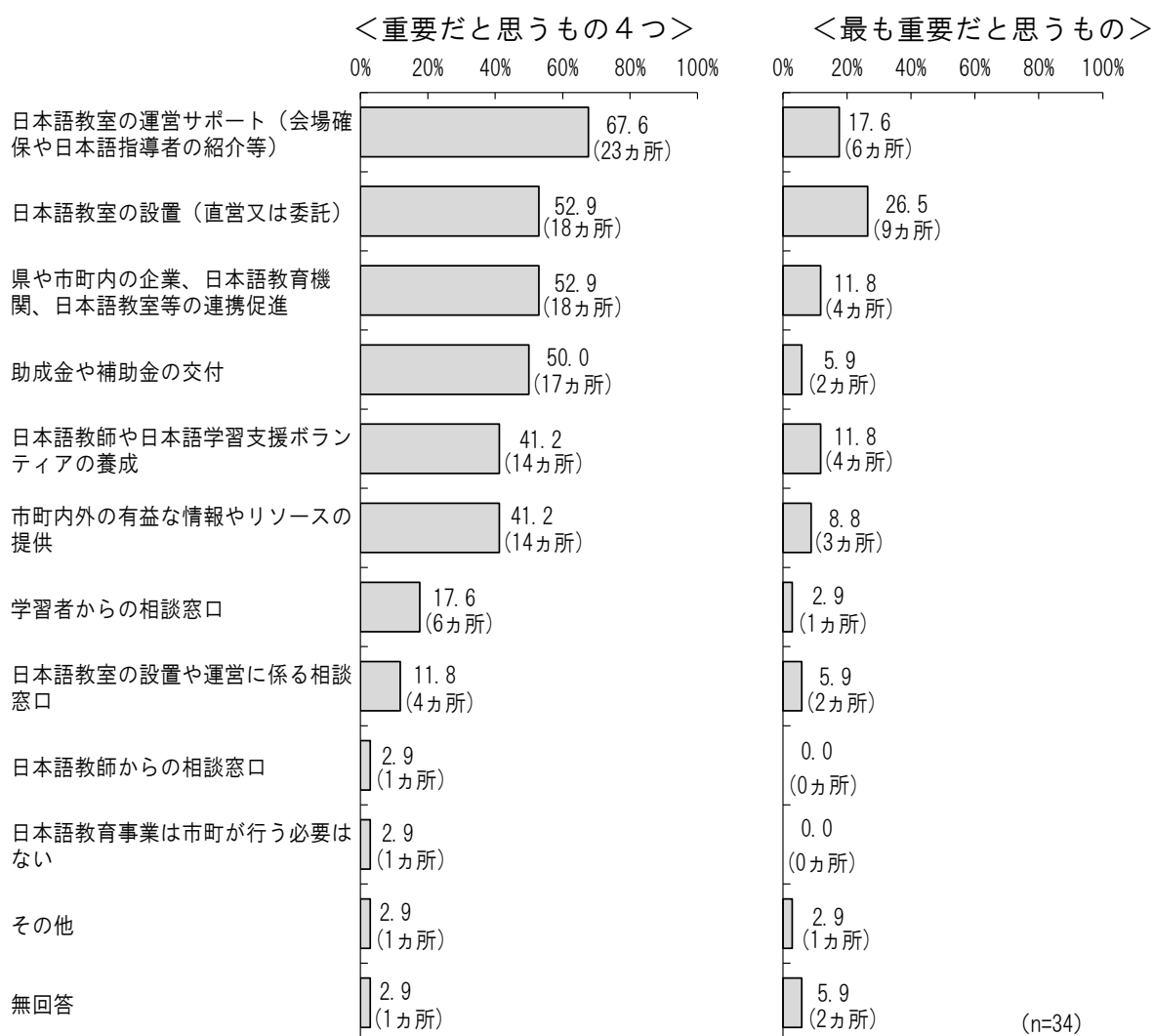


## オ 日本語教育推進主体の役割と県及び県の地域日本語教育推進方針に期待することについて

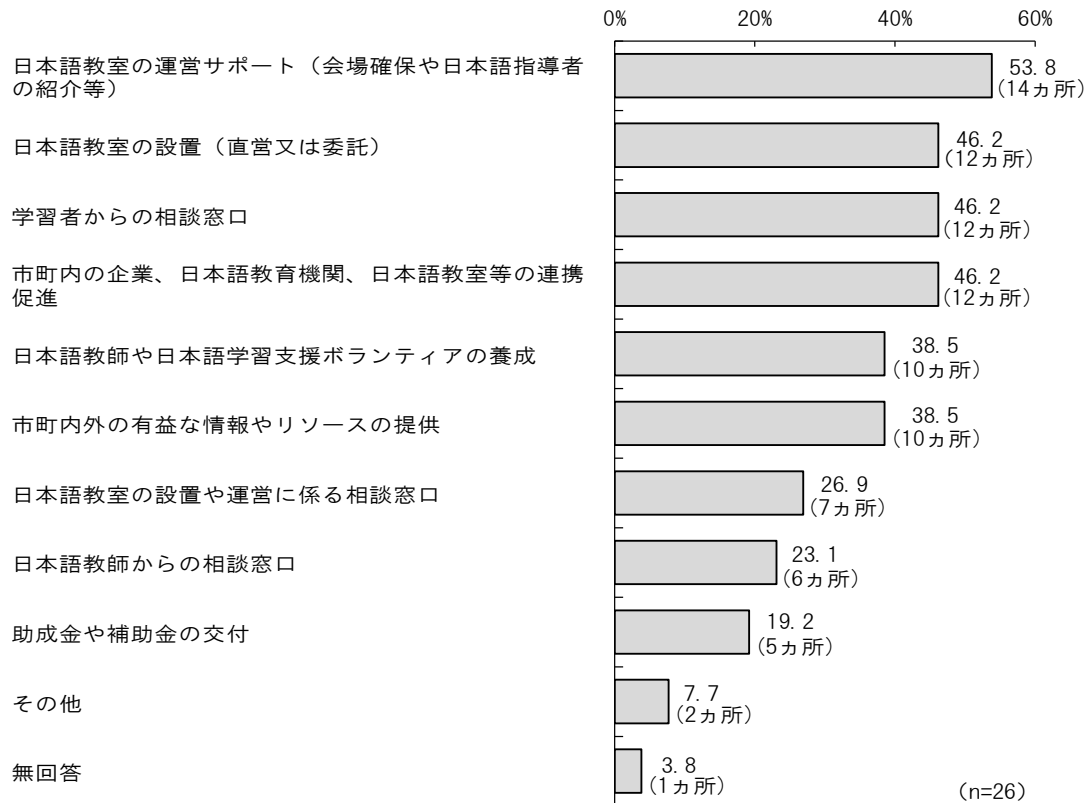
### ○ 地域日本語教育推進主体の役割

- ・市町及び市町国際交流協会の多くが、地域の日本語教育における自身の役割として、「日本語教室の運営サポート」、「日本語教室の設置」、「地域日本語教育に関わる各主体の連携促進」を重要であると回答しており、関係機関と連携しながら日本語教育の場づくりを推進していく必要性を感じています。また、市町及び市町国際交流協会は、外国人住民にとって身近な存在であることから、外国人住民からの学習相談に乗ることも重要な役割としてあげています。【図表 17、18】
- ・日本語教育において事業所が果たすべき役割として、外国人が働く事業所の約5割が「事業所で働く外国人への日本語学習の奨励」、「事業所で働く外国人への日本語学習に関する情報提供」をあげている一方で、「社内で直接日本語教育等を実施」することについては3割以下と低く、直接的な支援を自身の役割と考えている事業所が少ないことが分かります。【図表 19】

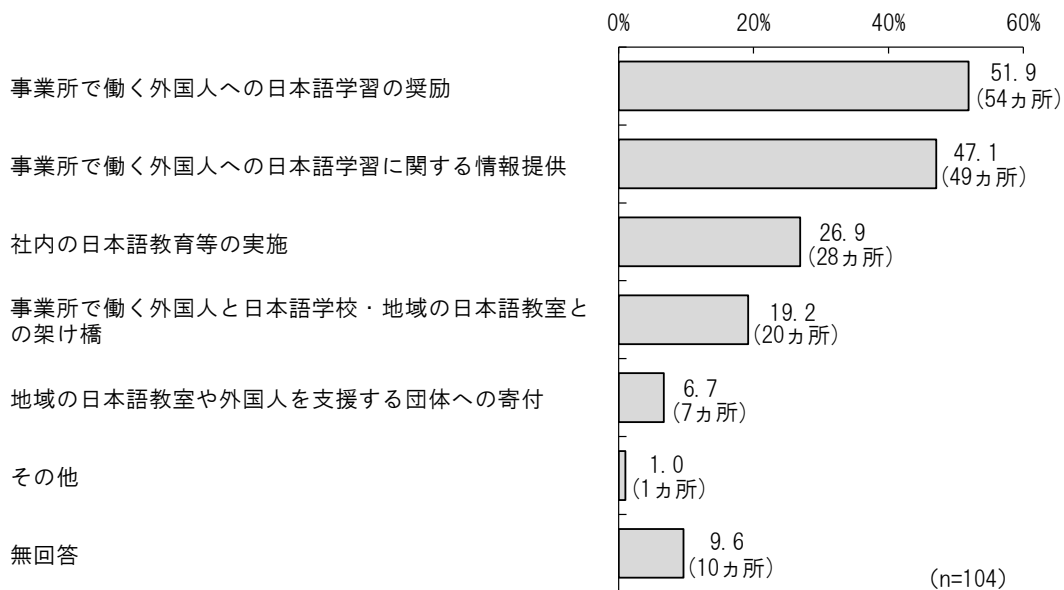
【図表17】（市町が考える）地域の日本語教育における市町の役割



【図表18】（市町国際交流協会が考える）地域の日本語教育における市町国際交流協会の役割  
（複数回答可）



【図表19】（外国人が働く事業所が考える）事業所が日本語教育に対して果たすべき役割  
（複数回答可）



○ 県及び県の日本語教育推進方針に期待すること

- ・日本語教育を実施する各主体は、県が「日本語教室への経済的支援」、「教室運営、活動内容の充実支援」、「日本語教育人材養成・紹介」、「企業への啓発」等を実施することを期待しています。【図表 20】
- ・静岡県地域日本語教育推進方針の策定に当たり、「日本語教育を実施する主体の役割」、「地域における日本語教育の意義」、「外国人の日本語教育に関するニーズ」が明確にされること、「他団体との連携、協働が促進」されること等が期待されています。【図表 21】

【図表 20】 県に期待する日本語教育施策（各調査区分、上位3位）

調査区分	1位	2位	3位
市 町	日本語教室への経済的支援	教室運営・活動内容の充実支援	日本語教育人材養成・紹介
国際交流協会	日本語教育人材養成・紹介	教室運営・活動内容の充実支援 日本語教室への経済的支援	
日本語教室	日本語指導教材開発・配布	日本語教育人材養成・紹介 企業への啓発	
日本語学校	企業への啓発	日本語教室への経済的支援 他団体との連携促進	
大 学	教室運営・活動内容の充実支援	日本語教室への経済的支援、日本語教育人材養成・紹介、 日本語教育コーディネーターの養成等、企業への啓発、 県に専門の日本語教育コーディネーターを設置、 他団体との連携橋渡し	
企 業	企業への情報提供・啓発	教室運営・活動内容の充実支援	日本語教室の広報

【図表 21】 県の日本語教育推進方針策定に期待すること（各調査区分、上位3位）

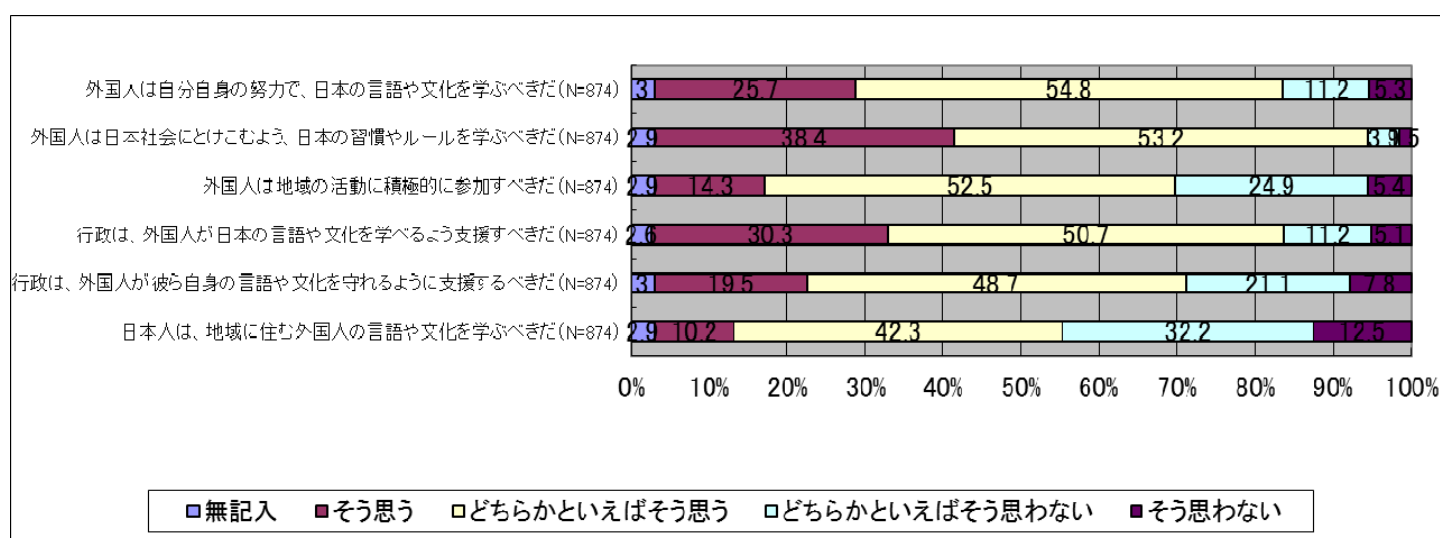
調査区分	1位	2位	3位
市 町	外国人の日本語教育ニーズの明確化	地域日本語教育の意義の明確化	教室運営のヒント提示
国際交流協会	各主体の役割の明確化	地域日本語教育の意義の明確化	外国人の日本語教育ニーズの明確化
日本語教室	各主体の役割の明確化	地域日本語教育の意義の明確化	教室運営のヒント提示
日本語学校	他団体との連携、協働促進	各主体の役割の明確化	日本語教育団体等の動向提示
大 学	他団体との連携、協働促進	教室運営のヒント提示、各主体の役割の明確化 日本語教育団体等の動向	
企 業	日本語教育の活性化	外国人の日本語教育ニーズの明確化	他団体との連携、協働促進

## カ 日本人県民が外国人に求める日本語能力や文化・習慣の知識等

(平成 28 年度「静岡県多文化共生基礎調査」(日本人調査)より)

- ・日本人県民に対し外国人との付き合いの有無を聞いたところ、「外国人との付き合いはない」が 51.8%で一番多く、「付き合いがある」と回答した 48.2%の中でも、「挨拶程度」が 12.8%を占めることから、6割以上の日本人県民が外国人とのコミュニケーションの機会がほとんどないことが分かります。
- ・地域で暮らす外国人にどの程度親しみを感じるかの質問では、「全く感じない」、「どちらかと言えば感じない」の合計が6割を超えており、普段コミュニケーションの機会がない外国人に対して否定的な感情があることが分かります。
- ・多文化共生に関する意見を尋ねたところ、「外国人は自分自身の努力で日本語や日本文化の理解を深めるべきだ」という意見に同意している人が8割以上、「日本社会に溶け込むようよう、日本の習慣やルールを学ぶべきだ」という考えには9割以上が同意しています。その一方で、地域参加について賛同する意見は6割強にとどまり、3割の人が地域参加を歓迎しないことが判明しています。【図表 22】
- ・日本語や日本文化を学ぶ機会について行政が支援すべきという考え方には8割以上の人が賛同しています。【図表 22】
- ・なお、多文化共生に向けた行政の取組として、最も多くの日本人県民が「多言語による行政サービスの情報提供」を選択しており、また、外国人県民も情報の多言語化を行政に求める声があります。しかし、外国人県民の国籍が多様化する中、行政サービスにおける多言語化には限界があり、また、全てを通訳・翻訳に頼った状況では、日本語ができない外国人はより一層地域社会から孤立していく可能性があります。

【図表 22】日本人県民の多文化共生に関する意見



(出典) 平成 28 年度「静岡県多文化共生基礎調査」(日本人調査)

URL: <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-160/documents/04-nihonjin.pdf>

## (2) 課題（求められる日本語学習支援体制）

- ・ 県内には、日本語教育機関等での日本語学習の機会が制度的に確保されず、日本語能力が十分でない外国人県民が多く在住しています。
- ・ 日本語能力が十分でない外国人も、日本の地域社会で円滑に日常生活を営み、さらに、地域で活躍するためには、日常生活に必要な最低限の日本語や日本の文化・習慣を習得することができる日本語教育の場を各市町に創設する必要があります。
- ・ また、外国人県民と日本人県民の相互理解促進のため、日本人県民への多文化共生の啓発を行うとともに、日本語教育の場において、日本人県民も外国人県民に分かりやすい表現（やさしい日本語）や外国の文化・習慣を学ぶなど、外国人県民と日本人県民が実際に交流を行う機会の確保が必要です。
- ・ 上記のような日本語教育の場を設置するために、教室運営のための予算措置、日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語指導者、学習支援者（ボランティア））の養成・確保、教材開発等の必要があります。
- ・ これまで、外国人県民の日本語学習支援は、日本語教育に関わる各主体が各々に実施し、地域によって実施される日本語教育に差がありましたが、今後は、日本語教育に関わる各主体がそれぞれの責務・役割を果たしながら、県の主導で、連携・協力することにより、地域における日本語教育を推進していく必要があります。
- ・ 外国人を雇用する企業は、外国人従業員に対し、日本語・日本文化を習得する支援や地域社会と交流を行う機会を提供する必要があります。



### 3 静岡県地域日本語教育計画策定委員会

#### (1) 会議日程と内容

第1回 令和元年7月8日(月)

- ・静岡県における日本語教育の現状と地域日本語教育体制整備について
- ・地域日本語教育実態調査について

第2回 令和元年11月6日(水)

- ・静岡県における地域日本語教育実態調査の速報値報告について
- ・静岡県における地域日本語推進計画骨子(案)について等

第3回 令和2年1月15日(水)

- ・静岡県における地域日本語教育実態調査 結果報告書最終案について
- ・静岡県における地域日本語教育推進方針最終案について

#### (2) 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名等
猪井 英典	湖西国際交流協会 事務局長
内山 夕輝	公益財団法人浜松国際交流協会 主任
鈴木 ミユキ	菊川市 地域支援課 課長
○高畑 幸	静岡県立大学 国際関係学部 教授
袴田 麻里	静岡大学 国際連携推進機構国際教育推進部門 准教授
古橋 哉子	公益財団法人静岡県国際交流協会 主任
望月 巖	静岡市 男女参画・多文化共生課 課長補佐兼係長
吉野 正敏	富士市 多文化・男女共同参画課 国際交流室 室長
米勢 治子	東海日本語ネットワーク 副代表

○：委員長

---

---

## 静岡県地域日本語教育推進方針

令和2年2月発行

静岡県 暮らし・環境部 多文化共生課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-3316

Email: [tabunka@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:tabunka@pref.shizuoka.lg.jp)

---

---